

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（協議会）

第 8 条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

坂出市空家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（協議会の設置等）

第 13 条 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、坂出市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 法に定めるもののほか、協議会は、次に掲げる事項について市長に対し意見を述べることができる。

（1）法第 22 条に規定する措置に関すること。

（2）その他空家等対策に関し必要な事項

3 協議会は、会長および委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充てる。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員は、7 人以内とし、法第 8 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

8 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 委員は、再任されることができる。

10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

坂出市空家等対策の推進に関する規則（抜粋）

（協議会の会議）

第 13 条 条例第 13 条第 1 項に規定する坂出市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の欠席）

第 14 条 会議を欠席する委員は、代理人を協議会に出席させ、または他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 協議会を欠席する委員は、会長を通じて、協議会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（会議の公開）

第 15 条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、会長または委員の半数以上が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（関係者の出席）

第 16 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者その他参考人の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（会議録の作成）

第 17 条 会長は、協議会開催の都度、概要を記載した会議録を作成し、公開するものとし、公開の方法は、市ホームページへの掲載により行うものとする。